最終更新日：2018年12月17日
Mーブランジスタ
代表取締役社長 岩本　恵了
問合せ先：03-6415-1183
証券コード：6176
http://www.brangista.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主・顧客・従業員・取引先・地域社会などの利害関係者にとって企業価値を最大化し、経営の効率性、透明性を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。持続的成長と発展を目指し、社会的信頼に応えるため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化は重要な経営課題であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
(株)ネクシィーズグループ	6,795,280	46.79
楽天(株)	1,392,400	9.59
見城徹	224,580	1.55
近藤　太香巳	223,480	1.54
(株)幻冬舎	153,600	1.06
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	141,800	0.98
(株)レプロエンタテインメント	109,800	0.76
田邊昭知	100,000	0.69
松井証券(株)	97,300	0.67
秋元　康	83,980	0.58

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	(株)ネクシィーズグループ　（上場：東京）　（コード）　4346

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主との取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

2018年9月30日現在、(株)ネクシィーズグループは当社の議決権を46.80%所有しており、当社の主要株主としての権利を有しております。また、(株)ネクシィーズグループの代表取締役が当社の取締役に就任しております。
しかしながら、当社の業務運営は自らの意思決定によって行っており、上述の事項が当社の独自の経営判断を妨げることはありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
見城　徹	他の会社の出身者								○			
本間　憲	他の会社の出身者											
岩尾　貴幸	他の会社の出身者								○			
杉本　佳英	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
見城　徹		社外取締役である見城徹氏は、当社取引先である(株)幻冬舎の代表であります。当社と(株)幻冬舎との取引は通常の条件によるものであり、かつ、当社の売上高に占める割合は低く、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しておりますので、その概要の記載を省略します。	出版業界における豊富な経営経験と幅広い知見を活かし、客観性と中立性を重視される社外取締役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っているため、社外取締役に適任と判断しています。

本間　憲		社外取締役である本間憲氏は、(株)レプロエンタテインメントの代表であり、同社所属の女優が当社の電子雑誌に出演しておりますが、編集プロダクションを通じての間接取引であるため役員の属性「h」には該当しません。 また、当社の電子雑誌には同社以外の芸能事務所からも女優、俳優等が出演しており、同社に依存していることはありません。	芸能業界における豊富な経営経験と幅広い知見を活かし、客観性と中立性を重視される社外取締役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っているため、社外取締役に適任と判断しています。
岩尾　貴幸		社外取締役である岩尾貴幸氏は、当社の取引先である楽天(株)の執行役員であります。当社と楽天(株)との取引は通常の条件によるものであり、かつ、当社の売上高に占める割合は低く、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しておりますので、その概要の記載を省略します。	大手インターネットサービス企業の経営者としての経験・豊富な専門知識を活かし、客観性と中立性を重視される社外取締役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っているため、社外取締役に適任と判断しています。
杉本　佳英	○	杉本佳英氏と当社の間に人的関係、資本的関係、又は取引関係及びその他の利害関係はありません。	弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると考えており、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化のため、独立役員に適任と判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査室は、原則四半期ごとに三様監査会議を開催し、各監査機関での監査計画・監査結果の報告、情報の共有化、意見交換など緊密な相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
久保田　記祥	他の会社の出身者													
中路　武志	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久保田　記祥	○	久保田記祥氏と当社の間に人的関係、資本的関係、又は重要な取引関係及びその他の利害関係はありません。	豊富な経営管理の経験・知識等により社外監査役として経営の監視や適切な助言を頂けるものと考えており、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していないことから、独立役員に適任と判断しております。
中路　武志	○	中路武志氏と当社の間に人的関係、資本的関係、又は取引関係及びその他の利害関係はありません。	金融及び企業経営に関する豊富な知識、経験を有しており、社外監査役として経営の監視や適切な助言を頂けるものと考えており、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していないことから、独立役員に適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、取締役会での議決権を有し、社内役員に意見し、説明を求め、場合によっては再検討を促すなど、一般株主の利益という観点を考慮した経営判断が行われるよう促すことができる社外取締役、社外監査役を独立役員として選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の企業価値向上への貢献意欲や士気をより高め、当社の業績向上ひいては株主の皆様の利益に資することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

付与対象者を当該対象者としているのは、業績向上への意欲及び士気を向上させ、結束力をさらに高めるためであります。
「その他」の付与対象者は子会社の協力者であります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役、社外役員ごとに報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬については株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役が決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役（監査役）との連絡等は管理部が担当しており、原則として事前に関係資料を配布するなど情報伝達に努めております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。その他に経営会議を設置し、意思決定の迅速化を図っております。

当社の取締役会は、取締役10名（うち社外取締役4名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。毎月の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名（うち社外監査役2名）で構成されております。毎月の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。

経営会議は、常勤取締役で構成され、毎月1回開催しており、経営上の重要事項及び月次予算の進捗状況の報告について審議を行い、経営活動の効率化を図っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営監視体制として、監査役会を設置し社外監査役を含めた監査役による監査体制が有効であると考え、監査役設置会社形態を採っております。
また、業務執行の公正性を監督する機能を強化するため、社外取締役を選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後、決算発表の早期化と併せまして、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の日程は多くの株主様にご出席いただけるよう集中日を回避して設定するよう配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	電子投票制度は採用しておりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	IRポリシーとして作成し、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1～2回説明会の模様を動画配信する予定です。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に1～2回説明会を開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専用サイトを構築し、資料等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRポリシーとして作成し、当社ホームページにて公表しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
① 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的としてコンプライアンス規程を定めるとともに当社及び子会社の取締役及び使用人に対して周知徹底を図る。
② 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、業務の有効性･効率性及び財産管理の実態を調査し、当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認し、その結果を代表取締役に報告する。
③ 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程その他の社内規程などに従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行は、法令及び定款のほか、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、稟議規程、取締役会規程等に基づき稟議書又は取締役会議事録等に記録され、その記録の保存･管理は、文書管理規程等に基づき適切に保存及び管理する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の管理部門責任者は、当社及び子会社の法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行う。また、内部監査部門は、組織横断的にリスク状況を把握、監視し、代表取締役に対してリスク管理に関する報告をする。また、各部門との情報共有及び定期的な会合などを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を統括責任者として、全社的な対策を検討する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は定時取締役会を原則毎月1回開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。子会社は取締役会を少なくとも3か月に1回以上開催し、当社は開催状況を定期的に確認する。当社及び子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続きの詳細について定める。
(5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
① 取締役は、原則月に1回開催するグループ経営会議を通じて、グループの経営判断に必要な情報収集･調査･検討などを行うとともに、親会社への的確な情報提供などを通じてグループ全体の経営管理等に関する重要事項の経営判断の適切性を確保する。
② 取締役は当社が関与する重要なグループ内取引、業務提携、事業再編などを適切に把握し、グループ内取引等について公正性および健全性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保 に関する事項
当該使用人の補助すべき期間中における指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の報酬及び人事異動は、あらかじめ監査役会と協議する。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役は重要な意思決定のプロセスや取締役の業務執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席し、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役の円滑で効果的な職務執行のため、当社の監査役から経営上の重要事項並びに業務の執行状況について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。
当社は、当該報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。
その他、監査役は、内部監査部門と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a) 反社会勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
イ 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力に対し、組織全体として対応するとともに、従業員の安全を確保する。
ロ 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部の専門機関（以下「外部専門機関」という。）と緊密な連携関係を構築する。
ハ 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
ニ 反社会的勢力による不当要求に対し、裏取引や資金提供は絶対に行わない。
ホ 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。
ヘ 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。
ト 自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努める。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた方策の整備状況

イ 「行動基準」において「反社会的勢力との対決」について明文化している。

ロ 「反社会的勢力防止要領」を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築取り組んでいる。

ハ 取引先等について、反社会的勢力との関係について確認を行っている。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

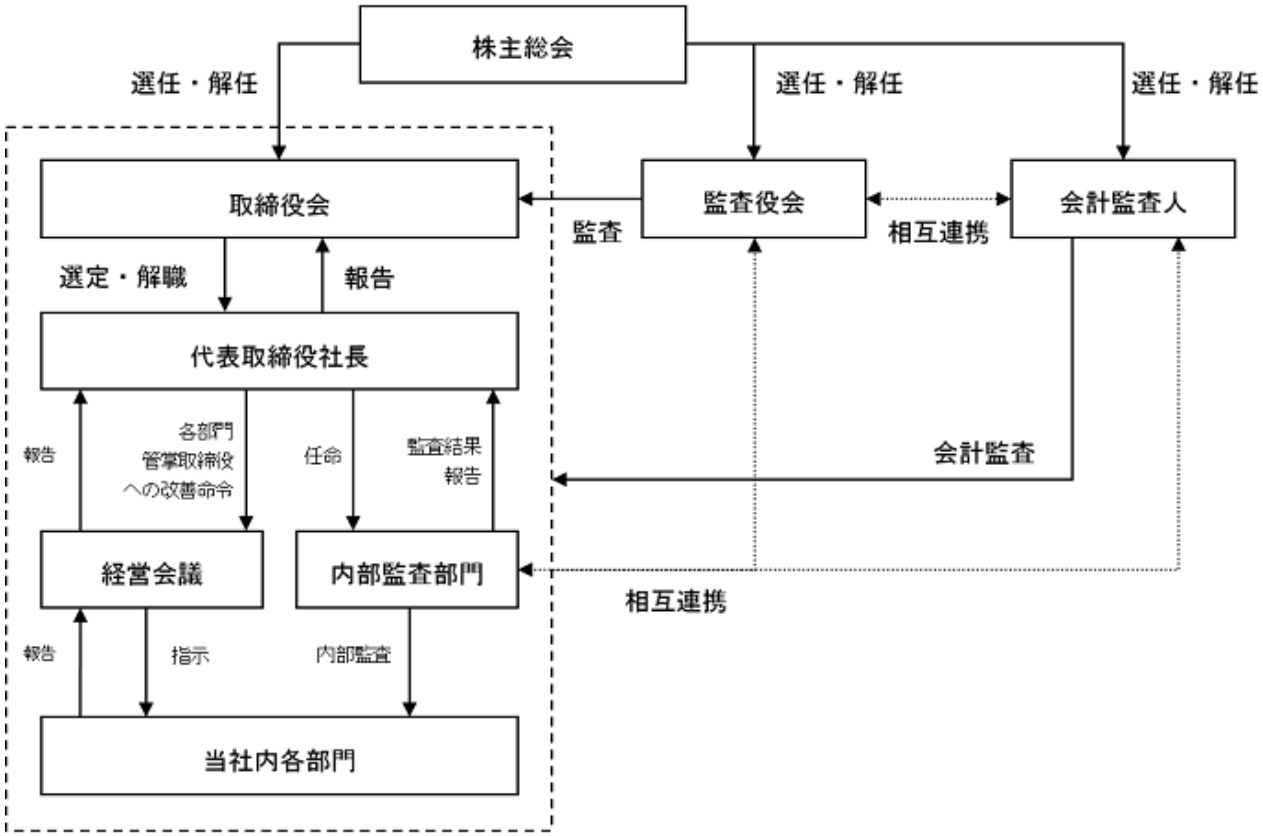
買収防衛策の導入の有無	なし

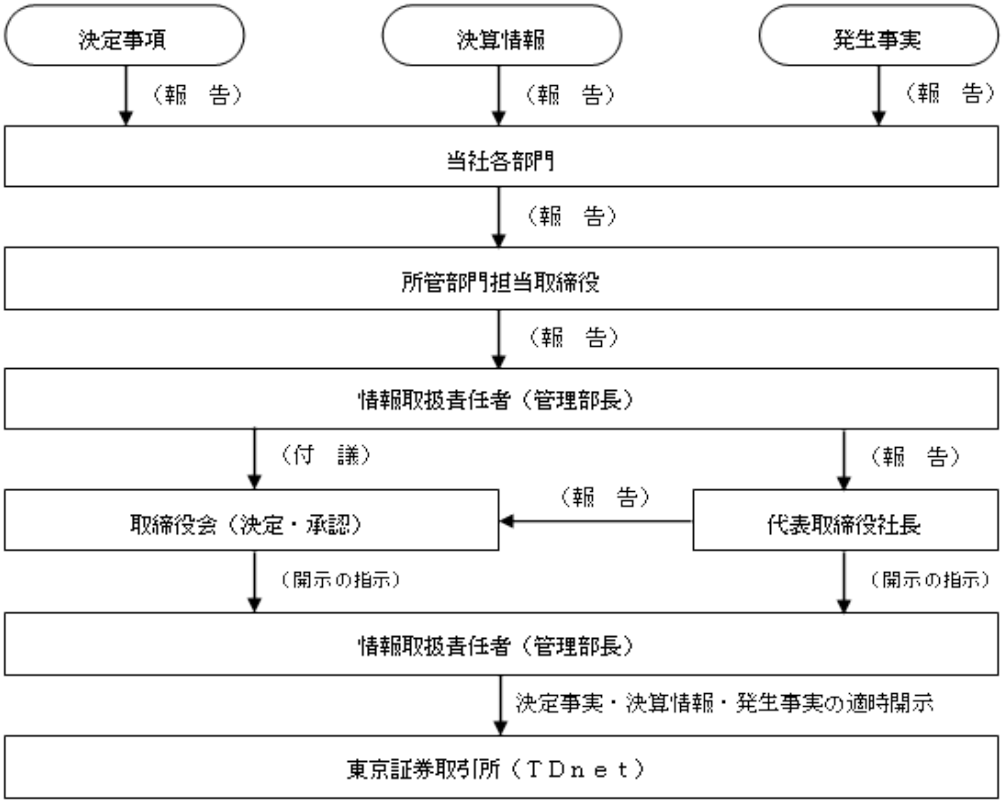
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社では、法令及び証券取引所の定める開示ルール等に基づいた適切な情報開示に努めております。適時開示情報の発信に関しては、法定開示同様、その重要性を強く認識しており、公正・公平な情報開示を行ってまいります。




決定事項
決算情報
発生事実
（報　告）
（報　告）
（報　告）
当社各部門
（報　告）
所管部門担当取締役
（報　告）
情報取扱責任者（管理部長）
（付　議）
（報　告）
（報　告）
取締役会（決定・承認）
代表取締役社長
（開示の指示）
（開示の指示）
情報取扱責任者（管理部長）
決定事実・決算情報・発生事実の適時開示
東京証券取引所（ＴＤｎｅｔ）